



長野県報

12月10日(月)
平成19年
(2007年)
第1922号

目次

規則

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課) 1

告示

土地収用法に基づく事業の認定(企画課土地対策室) 1

身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障害福祉課) 3

身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更(障害福祉課) 3

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定(健康づくり支援課) 4

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(健康づくり支援課) 4

基本測量の終了(土木政策課) 4

公告

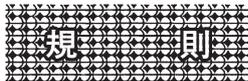
大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出(産業政策課) 4

国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課) 4

宅地建物取引業法に基づく免許の取消し(建築管理課) 5

身体障害者を対象とする平成19年度長野県市町村立小中学校事務職員採用選考(義務教育課・人事委員会事務局) 5

道路交通法に基づく技能検定員及び教習指導員の審査(東北信運転免許センター) 6



長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年12月10日

長野県公安委員会委員長 唐 沢 彦 三

長野県公安委員会規則第11号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の(3)中「警察において使用する車両で」を削り、「捜査」を「予防及び捜査」に、「又は警備活動」を「警備活動その他警察活動」に、「もの」を「車両」に改め、同表の4の(1)及び同表の5の(3)中「警察において使用する車両で」を削り、「もの」を「車両」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

交通企画課



長野県告示第611号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成19年12月10日

長野県知事 村 井 仁

- 1 起業者の名称
日本赤十字社
- 2 事業の種類
安曇野赤十字病院改築工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
安曇野市豊科地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)
安曇野赤十字病院改築工事(以下「本件事業」という。)は、法第3条第24号に掲げる医療法による公的医療機関に関する事業に該当する。
 - (2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)
本件事業の起業者である日本赤十字社では、常任理事会にお

いて施設整備につき承認されており、また、事業遂行について必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

安曇野赤十字病院（以下「当病院」という。）は診療科目16科、入院病床数360床を有する病院として、安曇野市をはじめとする周辺市町村からの外来患者、入院患者の割合が95%を占める現状にあって、松本広域圏2次救急医療指定施設、医師臨床研修指定病院等に指定され、また、在宅療養している患者を支援する訪問看護事業、訪問リハビリテーション事業及び居宅介護支援事業を実施し、松本医療圏北部における基幹病院として地域の医療需要に応えてきた。疾病構造の変化や医療技術の進歩に伴い、新規医療機器設備の導入などを図って長年にわたり増改築を行い対応してきたところであるが、現施設の敷地及び建物では狭あい化が進むとともに、老朽化も著しくなり、多様化している今日の疾病構造に対応した病院機能を維持することが困難になってきている。

また、当病院の外来者は1日平均600人余で、その約84%が自家用車を利用しており、1日の駐車台数は延べ530台程度と想定されるが、駐車場については現在、191台分しか確保できていない。このような状況の中では、現在の敷地のみで診療機能を維持しながら建設用地を確保することは困難であり、隣接地に敷地を求め早期に整備を行うことが重要かつ緊急の課題となっている。

なお、地元行政機関、医療関係者等で構成される安曇野赤十字病院建設支援検討委員会からも、上記事項の解消について要望されているところである。

本件事業の施行により、地域の中核病院として急性期医療、予防健診、訪問看護、訪問リハビリテーション等の提供を行い住民の健康増進に貢献すること、2次救急医療指定施設として現在よりも更に救急医療体制が充実すること、循環器疾患や消化器疾患などに対して最新の高度医療を提供すること及び大規模地震などの災害に対し傷病者を安全に病院に受け入れることが可能となり、病院利用者や住民への医療福祉サービスが向上するものと期待される。

イ 本件事業の施行による影響

本件事業に係る起業地は、住宅、店舗等に囲まれた場所であるが、本件事業により建築される新病院棟は、現敷地の西側に位置する特別養護老人ホームの跡地に建設されること及び新病院棟の北側は駐車場として使用されることから、近隣の住宅等への影響や土地利用への影響は少ないものと認められる。

また、起業地内には病院施設が存在しており、地域住民に受け入れられていると認められるため、本件事業による住民の生活環境への影響は少ないものと考えられる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)アのとおり、当病院の施設は狭あいでの老朽化が著しく、外来患者利用及び検査等の作業効率に支障を来し、医療需要に対して十分な対応ができない状況にある。また、病院利用者専用駐車場も少ないことから利用者にとって不便を来していることを解消する必要がある。

以上のことから本件事業は早期の整備が必要となっている。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用の範囲については、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的と認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

安曇野市役所企画財政部企画政策課

企画課土地対策室

長野県告示第612号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成19年12月10日

長野県知事 村 井 仁

氏 名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
平 林 秀 光	肢 体 不 自 由 呼 吸 器	松本市寿北 6 丁目28- 8 平林内科クリニック
宮 武 正 樹	視 覚 聴 覚 平 衡 音 声 ・ 言 語	安曇野市豊科5685 安曇野赤十字病院
矢 崎 善 一	心 臓 腎 臓	松本市大字芳川村井町1209 独立行政法人国立病院機構松本病院
花 岡 孝 臣	呼 吸 器	北安曇郡池田町大字池田3207- 1 長野県厚生農業協同組合連合会安曇総合病院
松 永 大 吾	肢 体 不 自 由	上水内郡飯綱町大字牟礼2220 飯綱町立飯綱病院
山 崎 宏	肢 体 不 自 由	松本市旭 3 - 1 - 1 信州大学医学部附属病院
吉 田 敏 一	平 衡 音 声 ・ 言 語 肢 体 不 自 由 心 臓 腎 臓 呼 吸 器 小 腸	上田市緑が丘 1 - 27 - 21 独立行政法人国立病院機構長野病院

障害福祉課

長野県告示第613号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成19年12月10日

長野県知事 村 井 仁

氏 名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
高 松 道 生	佐久市白田197 長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院	上田市鹿教湯温泉1308 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院
太 田 正	上田市鹿教湯温泉1777 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター三才山病院	上田市鹿教湯温泉1308 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院
間 宮 和 久	松本市旭 3 - 1 - 1 信州大学医学部附属病院	中野市西 1 - 5 - 63 長野県厚生農業協同組合連合会北信総合病院
有 賀 雅 和	松本市本庄 2 - 5 - 1 特定・特別医療法人慈泉会相澤病院	松本市中央 2 - 9 - 8 医療法人藤森医院
船 瀬 和 弘	松本市大字芳川野溝1821 松本中川病院	松本市大字芳川村井町12- 1 医療法人心泉会上條記念病院
村 岡 尚	須坂市大字須坂1332 長野県立須坂病院	松本市旭 3 - 1 - 1 信州大学医学部附属病院
飯 島 直 也	松本市旭 3 - 1 - 1 信州大学医学部附属病院	諏訪市湖岸通り 5 - 11 - 50 諏訪赤十字病院
平 林 秀 光	松本市旭 2 - 11 - 30 長野県救急センター	松本市寿北 6 - 28 - 8 平林内科クリニック

江尻一郎 木曾郡木曾町福島6613-4
長野県立木曾病院

須坂市大字須坂1332
長野県立須坂病院

村田貴弘 伊那市伊那1313-1
伊那中央病院

須坂市大字須坂1332
長野県立須坂病院

障害福祉課

長野県告示第614号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成19年12月10日

長野県知事 村井 仁

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
小澤メンタルクリニック	諏訪郡原村17217-1088	平成19年12月1日
荒井橋土屋薬局	伊那市伊那3871-3	平成19年12月1日
赤野薬局	塩尻市大字木曾平沢1471-7	平成19年12月1日

健康づくり支援課

長野県告示第615号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成19年12月10日

長野県知事 村井 仁

医療機関の名称	所在地	辞退予告期間終了年月日
野の花クリニック	長野市末広町1356-1 末広町ビル3F	平成19年11月1日
赤野薬局	塩尻市大字木曾平沢1471-7	平成19年11月30日

健康づくり支援課

長野県告示第616号

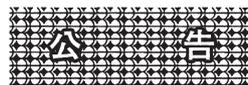
国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成19年12月10日

長野県知事 村井 仁

- 作業種類
基本測量（火山基本図「浅間山」作成）
- 作業期間
平成19年6月14日から平成19年10月31日まで

土木政策課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年12月10日

長野県知事 村井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
アップランド村井店
松本市芳川村井町1106-1
- 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所
御子柴 映子
松本市芳川村井町600
- 廃止前の店舗面積の合計
1,060㎡
- 廃止後の店舗面積の合計
0㎡
- 廃止した日
平成17年1月15日

産業政策課

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成19年12月10日

長野県知事 村井 仁

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
小県郡青木村	地籍簿及び地籍図	平成16年度から平成17年度まで	小県郡青木村大字村松の一部	平成19年12月10日

農地整備課